別表七の二付表五の次に次の三表を加える。

別表七の三　通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算

所得事業年度である場合	通算前所得金額（別表四「39の①」＋「40の①」）	1	円	欠損事業年度である場合	通算前欠損金額（別表四「39の①」が０を下回る場合のその下回る額）	6	円
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八「25の計」）－(1)	2			調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	7	
	計 (1)＋(2)	3			他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額（別表十八「26の計」）－(7)	8	
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額（別表十八「25の計」と「26の計」のうち少ない金額）	4			計 (7)＋(8)	9	
	通算対象欠損金額 (4)×(1)/(3)	5			他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八「25の計」と「26の計」のうち少ない金額）	10	
					通算対象所得金額 (10)×(7)/(9)	11	

通算前欠損金額の調整計算の明細

多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通算対象外欠損金額 (6)	制限対象額	特定資産譲渡等損失額 (19)	通算対象外欠損金額 (12)又は((6)と((13)＋(14))のうち少ない金額)	調整通算前欠損金額 (6)－(15)
12	13	14	15	16
円	円	円	円	円

適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細

支配関係発生日	・　・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による損失の額	17	円
通算承認の効力が生じた日以後３年を経過する日と支配関係発生日以後５年を経過する日とのうちいずれか早い日	・　・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による利益の額	18	
当期中の適用期間	・　・ ・　・	特定資産譲渡等損失額 (((17)－(18))又は(別表七の三付表二「6」))－(別表七の三付表一「5」又は「9」)	19	

支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細

名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	円	円		円	円

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）